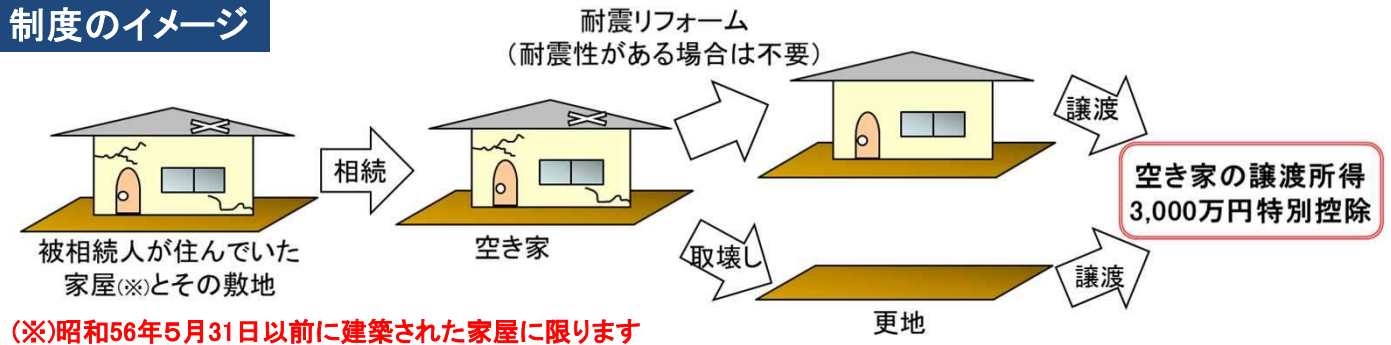


空き家の発生を抑制するための特例措置 (空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)について

空き家となった被相続人のお住まいを相続した相続人が、**耐震基準を満たした又は取壊しをした後にその家屋又は敷地を譲渡した場合**には、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から3,000万円を特別控除します。

制度のイメージ



平成31年度(令和元年度)税制改正のポイント

これまで、相続開始の直前まで、被相続人が被相続人居住用家屋(以下「家屋」という。)に居住していた場合のみが適用対象でしたが、平成31年4月1日以降の譲渡について、要介護認定等を受け、被相続人が相続開始の直前に老人ホーム等に入所していた場合も、一定要件を満たせば適用対象となります。 ※要件の詳細は2ページ以降参照

相続開始日を起算点とした適用期間の要件

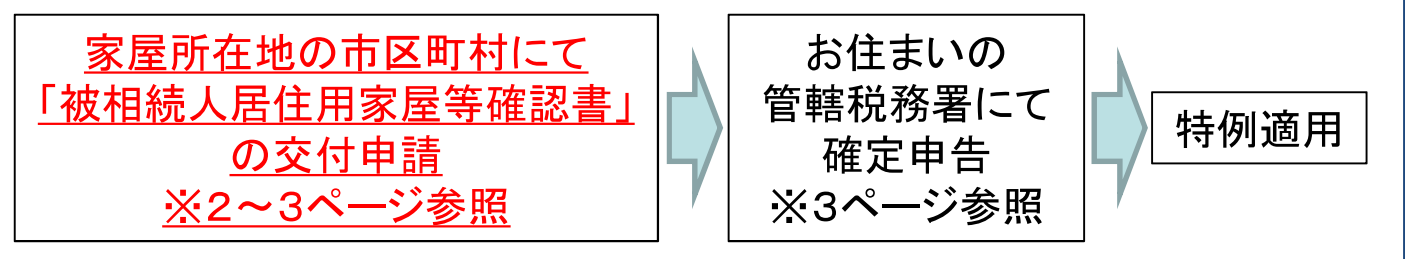
特例の適用を受けるための、空き家・敷地の譲渡日は、以下の2要件を共に満たすことが必要になります。

- ① 相続開始日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までであること。
- ② 特例の適用期限である2023年12月31日までであること。

※被相続人が相続開始の直前に老人ホーム等に入所していた場合については、2019年4月1日以降の譲渡が対象です。



特例を受けるための手続



被相続人居住用家屋等確認書申請における確認事項及び提出書類について①

この特例の適用を受けるためには、確定申告の際に必要な書類として、「被相続人居住用家屋等確認書」の交付を受ける必要があります。**家屋が所在する市区町村に申請を行ってください。**

①家屋(及びその敷地)の譲渡の場合【申請様式1-1】

	被相続人居住用家屋に住んでいた場合	老人ホーム等に入所していた場合
イ 相続開始前の要件	<p>【確認事項】被相続人が相続開始の直前まで家屋に居住していたこと ⇒被相続人の住民票の除票の写し(相続開始日の確認も兼ねる。以下同じ。)</p> <p>【確認事項】相続開始の直前に、被相続人以外の居住者がいなかったこと ⇒相続人の住民票の写し(相続開始直前から譲渡時までの住所がわかるもの。住民票の写しでは相続開始の直前の住所が確認できない場合(従前の住所を定めた日や転入日等の記載がない場合、2回以上移転している場合等)は、当該相続人の戸籍の附票の写し)</p>	<p>【確認事項】被相続人が要介護・要支援認定を受けていたこと又はその他これに類する被相続人であること ⇒要介護・要支援認定等を受けていたことを証する書類(※4)</p> <p>【確認事項】被相続人が相続開始の直前まで主として老人ホーム等に居住し、かつ、老人ホーム等入所直前に家屋に居住していたこと ⇒被相続人の住民票の除票の写し(老人ホーム等入所後、別の老人ホーム等に移転し、死亡した場合は戸籍の附票の写しを提出) ⇒老人ホーム等の名称・所在地・施設の種類の確認できる書類(※5)が確認できる書類(入所時の契約書等)</p> <p>【確認事項】老人ホーム等入所直前に、被相続人以外の居住者がいなかったこと ⇒相続人の住民票の写し(老人ホーム等入所直前から譲渡時までの住所がわかるもの。老人ホーム等入所の直前の住所が確認できない場合(従前の住所を定めた日や転入日等の記載がない場合、2回以上移転している場合等)は、当該相続人の戸籍の附票の写し)</p> <p>【確認事項】老人ホーム等入所後、被相続人が家屋を一定使用し、かつ、事業の用、貸付けの用、被相続人以外の居住の用に供されていないこと ⇒相続人の住民票の写し(再掲) ⇒以下のいずれか ・電気、水道又はガスの契約名義(支給人)及び使用中中止日が確認できる書類(※2) ・家屋への外出、外泊等の記録のコピー ・その他、要件を満たすことを認めることができる書類(※6)</p>
	<p>【確認事項】事業の用、貸付けの用、又は居住の用に供されていないこと ⇒売買契約書のコピー等(譲渡日確認)(※1) ⇒以下のいずれか ・電気、水道又はガスの使用中中止日が確認できる書類(※2) ・宅建業者が「現況空き家」と表示した広告 ・その他、要件を満たすことを容易に認めることができる書類(※3)</p>	同左
ロ 相続・譲渡の要件	【A】	【B】

(※1) 売買契約書で家屋又はその敷地等の引渡しがあった日が確認できない場合は登記事項証明書等

(※2) 支払証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳のコピー又はクレジットカードの利用明細(最終の料金引き落とし日が分かるもの)等で閉栓日、契約廃止日等が相続開始日以降のもの

(※3) 例えば、市区町村が認める者が家屋の管理を行っていたことの証明書、空き家バンクへの登録を行っていたことの証明書等

(※4) 介護保険の被保険者証のコピー又は障害者総合支援法の障害福祉サービス受給者証のコピー(その他要介護認定等の決定通知書、市区町村作成の要介護認定等を受けたことを証する書類、要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録等)、厚生労働大臣が定める基準に該当する第一号保険者であることを証する書類(チェックリスト等)

(※5) ①老人福祉法に規定する認知症対応型共同生活援助事業が行われる住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム、②介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院、③高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅、④障害者総合支援法に規定する障害者支援施設又は共同生活援助を行う住居

(※6) 例えば、家屋を宛先住所とする被相続人宛の郵便物等。また、電気、水道又はガスの使用中中止日を認めることができる書類の提出があったが当該書類で契約名義(支給人)が明確とならなかった場合(すなわち、家屋の一定使用は認められるが、事業の用等に供されていないことが確認できていない場合)の書類として、市区町村が認める者が家屋の管理を行っていたことの証明書、不動産所得がないことを確認するための地方税の所得証明書等

被相続人居住用家屋等確認書申請における確認事項及び提出書類について②

この特例の適用を受けるためには、確定申告の際に必要な書類として、「被相続人居住用家屋等確認書」の交付を受ける必要があります。**家屋が所在していた市区町村に申請を行ってください。**

②家屋取壊し後の更地の譲渡の場合【申請様式1-2】

	被相続人居住用家屋に住んでいた場合	老人ホーム等に入所していた場合
イ 相続開始前の要件	①のイ【A】と同じ ただし、相続人の住民票の写しについては、「譲渡時」を「申請被相続人居住用家屋の取壊し、除却又は滅失時」と読み替える。	①のイ【B】と同じ ただし、相続人の住民票の写しについては、「譲渡時」を「申請被相続人居住用家屋の取壊し、除却又は滅失時」と読み替える。
ロ 相続し取壊し譲渡の要件	【確認事項】事業の用、貸付けの用、又は居住の用に供されていないこと ⇒売買契約書のコピー等(譲渡日確認)(※1) ⇒以下のいずれか ・電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類(※2) ・宅建業者が「現況空き家」かつ「取壊し予定あり」と表示した広告 ・その他、要件を満たすことを容易に認めることができる書類(※3) ⇒家屋取壊し後の閉鎖事項証明書(※4)	同左
ハ 取壊し譲渡の要件	【確認事項】建物・構築物の敷地の用に供されていないこと ⇒更地であることが分かる写真(※5) ⇒家屋取壊し後の閉鎖事項証明書(取壊日確認)(※4)	同左

(※1) 売買契約書は家屋の取壊し、除却又は家屋の敷地等の譲渡に係るもの(家屋の取壊しを条件とするものを含む。)。家屋の敷地等の引渡しがあった日が確認できない場合は登記事項証明書等

(※2) 支払証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳のコピー又はクレジットカードの利用明細(最終の料金引き落とし日が分かるもの)等で閉栓日、契約廃止日等が相続開始日以降のもの

(※3) 例えば、市区町村が認める者が家屋の管理を行っていたことの証明書、空き家・空き地・バンクへの登録を行っていたことの証明書等

(※4) 閉鎖事項証明書が提出できない場合、家屋の除却工事に係る請負契約書のコピーを提出(市区町村において疑義がある場合は、契約書のコピーのほかに領収書のコピー等代金支払を確認できる書類の提出を求めることができる。)

(※5) 市区町村において疑義がある場合は、取壊し前の写真、家屋の所在地図等の提出を求めることができる。

確定申告における提出書類について

確定申告書と併せて以下の書類を税務署に提出してください。

- ①譲渡所得の金額の計算に関する明細書
- ②被相続人居住用家屋の登記事項証明書等(家屋が昭和56年5月31日以前に建築されたこと、家屋が区分所有でないこと等を確認)
- ③被相続人居住用家屋の売買契約書のコピー等(家屋や敷地の譲渡価格が1億円以下であることを確認)
- ④被相続人居住用家屋等確認書(様式1-1又は1-2)
- ⑤被相続人居住用家屋の耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書(※)のコピー(家屋を譲渡する場合に限る。耐震性能を満たすことを確認)

(※) 建築士や住宅性能評価機関等が発行する書類です。発行手続については耐震診断やリフォームを実施した建築士事務所等にお問い合わせください。

この特例に関する注意事項、よくあるご質問

注意事項

- ・被相続人居住用家屋確認書の申請時における提出書類(介護保険の被保険者証等のコピーや老人ホーム等が保有する書類のコピー、電気、ガスの使用中止日が確認できる書類等)については、相続後や家屋・敷地の譲渡後に入手が難しいものもあるため、特例適用の検討段階において早めにご準備ください。
- ・確定申告の時期が近づくと確認書の申請窓口が混雑するので、書類等のご準備、申請手続はお早めにお願います。

よくある主なご質問

- ・土地の売買契約の中で、「土地の引渡し後建物を取り壊す」という特約を交わしていましたが、この場合本特例の適用を受けることはできますか？
→家屋を取り壊した後の譲渡に当たらないため、本特例の適用を受けることはできません。
- ・相続した家屋を取り壊して譲渡をしましたが、家屋を取り壊したこと等を確認する書面として必要になる法務局作成の閉鎖事項証明書を提出することができません。どのようにすれば良いですか？
→閉鎖事項証明書を提出できないことについて合理的な理由がある場合は、取壊しの時期及び除却対象を確認できる書類として、例えば家屋の除却工事に係る請負契約書のコピー等を提出ください。
- ・「相続の開始の直前において、被相続人が家屋を居住の用に供していたこと」等の確認について、実態は本特例の適用要件を満たしているのですが、住民票の記載から確認することができない場合は、確認書は交付されないのですか？
→住民票の記載により確認することができない場合であっても、代替書類・補完書類及び申請者へのヒアリング等により確認できる場合は交付される場合があります。
- ・老人ホーム等に入所している間「被相続人が家屋を一定使用していた」というのは、どの程度使用していれば良いのですか？
→被相続人が家屋の一時滞在で使用していたほか、家財道具等の保管場所として使用していた場合も「一定使用」に該当します。
- ・老人ホーム等の施設ではなく、介護のため子の家に移り、そこで亡くなった場合はこの特例を受けることはできますか？
→親族の家や一般の賃貸住宅に転居して亡くなった場合は、この特例を受けることはできません。

特例に関する情報についてはこちらもご参照ください

○国土交通省ホームページ

- ・空き家の発生を抑制するための特例措置(申請様式のダウンロードはこちら)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000030.html